

第4節 研究

I 研究体制の整備（資料2-4-1参照）

I T革命や金融システム改革の進展等による金融の高度化、複雑化、国際化等に的確に対応した金融行政を行っていくため、平成13年7月、従来の開発研修室と新設された研究開発室及び研究官を配置し、金融研究研修センターを発足させた。以降、金融研究研修センターでは、金融に関する諸問題について調査研究を行う体制の整備を図ることを目的に、公募により大学や民間シンクタンク等から常勤の研究官3名を採用するとともに、外部の研究者4名を特別研究員として委嘱した。また、海外の研究者1名を客員研究員として委嘱した。

II 研究の実施

1. 研究官による研究

(1) グローバル化の進展及び金融技術の洗練に伴い、金融コングロマリットの行動が深化し、また、業態を越えた金融取引が拡大している状況を踏まえ、これらに係る問題点につき、我が国の現状ならびに将来ビジョンに照らして整理を行うとの観点から、「金融コングロマリット活動と規制」をテーマとする研究を実施している。本研究の一環として、センターに「金融コングロマリット研究会」を発足させ、14年6月に第1回会合を開催した。

(2) 電子金融取引が着実に拡大し、新たなビジネス・モデルの登場やI T技術の発展等に係る専門性の高い問題が顕在化してきている現状を踏まえ、これらに係る問題点につき総合的な整理を行うとの観点から、「電子金融取引への対応」をテーマとする研究を実施している。本研究の一環として、センターに「電子金融研究会」を発足させ、14年6月に第1回会合を開催した。

(3) 我が国に限らず、諸外国においても、金融を巡る環境及び金融に係る監督体制等が急速な変化を続けている現状に鑑み、「諸外国の金融制度等」をテーマとし、企画課調査室と共同で、諸外国、特に米国、英国、ドイツ、フランスの金融に係る監督・検査制度、市場制度、破綻処理制度等について網羅的な調査、研究を実施している。

2. 特別研究員による研究

(1) 金融工学理論による分析・研究として、市場リスク及び信用リスクに係る研究を実施している。市場リスクについては、株式ポートフォリオに対し株価指数先物を売り建てることによるリスク・ヘッジの有効性に係る研究を、信用リスクについては、統計的アプローチによる中小企業の信用リスクの計測に係る研究を実施している。

(2) 信託業法を中心とする現行の信託法制の問題点を洗い出すとの観点から、研究会を組成し、外部の有識者を交えたヒアリングや議論を行う等の手法を用い、信託制度に係る研究を実施している。

3. 客員研究員による研究

日本とスイスの銀行監督制度、及びマーケット・リスクの管理手法の比較をテーマとする研究を実施した。